

事業実施期間の延長について

- 「どうみん割」の対象期間が5月31日（宿泊の場合は6月1日チェックアウト）まで延長となります。

ただし、宿泊・日帰りともに4月29日から5月8日までの利用分は「対象外」となります。

※ 5月9日以降の利用分については、4月22日12：00から予約・販売開始となります。

(Q.1) Go To トラベルキャンペーンとの併用は可能ですか？

(A) 併用できません。

(Q.2) その他地方自治体で実施するキャンペーンとは併用可能ですか？

(A) 市町村割引適用後に、どうみん割の割引を適用する場合は併用可能です。ただし、事業者により併用を可能としていない場合もありますので、必ず予約・利用前に事業者にご確認ください。

(Q.3) 市町村や商店街が発行するクーポン券・商品券とは併用可能ですか？

(A) どうみん割の割引後の料金にクーポン券・商品券で支払うことになる場合は上記 Q.2 の条件に該当しないため併用不可となります。ただし、クーポン券・商品券を飲食店や土産物店等で利用することは可能です。また、クーポン券等の用途が旅行代金に限定されている場合は、当該割引を先に適用することを条件に旅行割引事業として、どうみん割との併用も可能とします。

例) 北海道内の●●市の事業で宿泊料金や飲食店・土産物店等の支払いにも充てられるクーポン券を発行している場合

→どうみん割との併用は不可（どうみん割適用後の宿泊代金に対し、クーポン券でその宿泊代金の支払いに充てることは不可）ただし、クーポン券を飲食店や土産物店等で利用することは可。

(Q.4) いつまでの商品が対象ですか？

(A) 令和4年3月22日から令和4年5月31日（宿泊の場合は6月1日チェックアウト）までの商品が対象となります。

ただし、宿泊・日帰りともに4月29日から5月8日までの利用分は対象外となります。

(Q.5) どうみん割は誰が利用できますか？

(A) 旅行期間に応じて利用対象となる道県の居住者のうち、ワクチンの接種者又は対象検査の陰性者が利用可能となります。なお、利用者ごとに次のとおり必要なワクチン接種歴が異なりますのでご注意ください。

※詳細は(Q.13)以降もご参照ください。

<旅行期間と割引対象者>

旅行期間	割引対象者
令和4年3月22日チェックイン～3月31日チェックイン分	北海道民
令和4年4月1日チェックイン～4月10日チェックイン分	北海道民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民
令和4年4月11日チェックイン～5月31日チェックイン分	北海道民、青森県民、岩手県民、宮城県民、秋田県民、山形県民

<必要となるワクチン接種歴>

利用者	確認内容
道民	2回目接種から14日間以上経過していること
道民以外	3回目接種済であること（接種から14日間以上経過しているかは確認不要）

※道民が利用する場合3回目の接種券や接種済証でも、2回目の接種から14日間以上経過しているものとして、ワクチン接種歴の証明として利用可能です。

(Q.6) どのように利用対象道県の居住者であることを確認するのですか。グループの場合は代表者が利用対象道県の居住者であればいいのでしょうか？

(A) グループの中に「利用対象道県の居住者（割引対象者）」と「利用対象外の都府県の居住者（割引対象外者）」の方がいる場合は、「利用対象道県の居住者（割引対象者）」のみが利用対象者となります。

予約時は、WEB サイトへの住所入力や電話での口頭確認などで確認します。また、宿泊施設や観光施設等を利用する時は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際に、全員の証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、学生証、その他利用対象道県の居住者であることが確認できる書類）などにより確認します。各施設においては、お客様の商品利用時に住所が確認できるものをご持参いただくようお願いいたします。※ただし、保護者同伴の15歳以下（中学生まで）の方については不要。

(Q.7) 居住地の確認について公的書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいのでしょうか？

(A) 居住地の確認については、公的書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、学生証等の住所が確認できる書類）で行うこととしていますがこれら書類の住所が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を運転免許証や健康保険証等で行い、居住地の確認を直近（3ヶ月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の請求書・領収証書等（現住所及び氏名が記載されたもの）で確認出来ればどうみん割の商品を利用出来ることとします。

(Q.8) 利用対象外の都府県に在住ですが本籍が利用対象道県の場合は、どうみん割の商品の利用は可能ですか？

(A) 利用できません。利用対象道県の居住者であることが条件となります。

(Q.9) 旅行予約時点では、利用対象道県に在住していたが、旅行当日には利用対象外の都府県へ転居した場合はどうみん割の対象となりますか？

(A) 対象外です。本事業の支援金は、利用対象道県の居住者が購入し商品を利用することが対象条件ですので、あくまで利用時点で利用対象道県在住であることが必要です。ただし、利用対象道県の居住者であれば商品の予約購入者と利用者が必ずしも同一人物である必要はありません。※子どもが購入し、その親が利用するなど。

(Q.10) 1名から利用可能ですか？

(A) 1名から利用可能です。ただし事業者によっては設定人数が異なる場合もあります。利用人数・期間・金額・予約方法は事業者によって異なります。

(Q.11) どうみん割の商品利用前にクーポンの取得や旅行後に申請しなくてはいけない手続きはありますか？

(A) 事前にクーポン取得や旅行後の特別な申請手続きは不要です。対象事業者を通して対象商品を申込頂き、当日本人確認書類を提示すると精算時に割引額を差し引いた旅行代金が請求されます。

(Q.12) どうみん割の商品を利用する際の遵守事項はありますか？

(A) 下記の遵守事項に取り組んでいただくようお願いしております。

【感染症対策】

- ・食事や入浴の際、会話を最小限とした「黙食・黙浴」の実施
- ・マスク着用
- ・館内で大声での会話はしないこと
- ・新型コロナウイルス接触感染アプリ COCOA の利用または北海道コロナ通知システムの登録
(スマートフォン等所有者で利用可能な方のみ)
- ・感染症対策に係る施設側の指示に従うこと

【その他】

- ・保健所が行う積極的な疫学調査への全面的な協力
- ・旅行中に濃厚接触者であることが分かった場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-6896）へ報告するとともに、保健所の指示に従うこと
- ・旅行後に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、直ちに北海道経済部観光局（電話番号：011-206-6896）へ報告すること
- ・上記を遵守する旨の同意書の提出
- ・ワクチンの対象回数接種者又は対象検査の陰性者であること

(Q.13) ワクチンの接種歴や検査結果は、どのように確認するのですか？

(A) 予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む）にて道民の場合はワクチン 2 回目接種から 14 日間以上経過済であること、道民以外の場合はワクチン 3 回目接種済であることを確認します。また、検査を受けた方は検査結果通知書等（「①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③検査方法(使用した検査キットの製品名)、④検査所名(事業所名)、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名⑦有効期限」が記載してあるもの）にて結果が陰性であることを確認します。

また、ワクチンの接種者、検査陰性者どちらも、本人確認や居住地確認のために身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、その他利用対象道県在住であることが確認できる書類）も必要となります。

(Q.14) 予防接種済証等とは、どのようなものですか？

(A) 予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む）の他、予防接種済証等を撮影した画像や写し、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等が対象となります。

なお、道民が旅行開始日に提示する際は、ワクチンを 2 回接種してから 14 日間以上経過している必要があります。予防接種済証及び接種記録書の場合は 2 回分の接種が確認できる必要があります、接種日の翌日になると 1 日経過としてカウントします（道民以外の場合は 3 回目接種済である必要がありますが、14 日間経過している必要はありません）。

(Q.15) 検査結果通知書等とは、どのようなものですか？

(A) PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）の検査結果通知書等は「①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限」が記載されている必要があります。必要項目が記載されていない場合は陰性証明として利用いただけません。なお、検体採取日より 3 日以内のものが有効です。

また、抗原定性検査の検査結果通知書等は「①受検者氏名、②検査結果（陰性・陽性）、③使用した検査キットの製品名、④事業所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名⑦有効期限」が記載されている必要があります。なお、検体採取日より 1 日以内のものが有効です。

(Q.16) 予防接種済証等や検査結果通知書等に有効期限はありますか？

(A) ワクチンの接種者における予防接種済証等に有効期限はありません。検査結果通知書等については、PCR 検査等は検体採取日より 3 日以内、抗原定性検査は検体採取日より 1 日以内となります。（検体採取日の翌日になると 1 日経過としてカウントします。）検査結果通知書に有効期限の時刻の記載がある場合でも、上記の有効期限内であれば利用可能となります。ただし、(Q.17) に該当する場合は有効期限を過ぎても利用可能となります。

(Q.17) どうみん割を使って、複数の宿泊施設で連泊する場合、宿泊の都度、有効期限内の陰性結果の提示が必要となりますか？

(A) 2泊目以降は、他の宿泊施設においてどうみん割を利用して宿泊したことが確認できる「4日前から前日まで」の領収書等（※）と陰性証明を併せて提示した場合は、最大で5泊まで有効な検査結果として取り扱います（検査結果は、1泊目のチェックイン時において有効期限を過ぎていないことが必要です）。

※どうみん割を利用して宿泊したことが明記されている領収書・宿泊証明書等が必要となります。どうみん割での利用が確認できない場合は対象となりません。

1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目
陰性証明 (有効期限内)	1泊目領収書 + 陰性証明(有効 期限+1日以内)	1・2泊目領収書 + 陰性証明(有効 期限+2日以内)	1～3泊目領収書 + 陰性証明(有効 期限+3日以内)	1～4泊目領収書 + 陰性証明(有効 期限+4日以内)

(Q.18) 陰性証明は検査機関の発行した通知書の原本でなければ対象とならないでしょうか？

(A) 結果通知書のコピーやメール等の電子媒体でも陰性証明として利用できます。

(Q.19) 検査はどこで受けられますか？

(A) 道の検査事業については、道のホームページ（下記 URL）をご確認ください。

※道の検査事業ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html

(Q.20) どのような種類の検査でも利用可能でしょうか？

(A) 検査については、PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む）及び抗原定性検査が対象となり、基本的に、医療機関または衛生検査所等で受ける必要があります。詳細につきましては、(Q.15)～(Q.18)もご参照ください。

(Q.21) 3人で予約しましたが、1人が検査の結果陽性でした。どうみん割の対象となりますか？

(A) 速やかに次の受診・相談センター等に連絡の上、当該陽性者及び当該陽性者の濃厚接触者と認められる者は割引の対象外となります。

【受診・相談センター等】

- ・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター 0120-501-507（24時間対応）
- ・札幌市、函館市、旭川市、小樽市の場合

市	区分	電話番号	開設時間
札幌市	救急安心センター札幌	011-272-7119	24時間
	一般相談	0570-085-789	9:00～21:00
旭川市	新型コロナウイルス感染症健康相談窓口	0166-25-1201	24時間
	一般相談		
函館市	受診・相談センター	0120-568-019	24時間
	一般相談		
小樽市	小樽市発熱者相談センター	0570-080185	24時間
	一般相談	0134-22-3110	平日 8:50～17:20

(Q.22) 当日ワクチン接種証明、陰性証明を忘れた場合はどうなりますか？

(A) 証明書類を忘れた場合はどうみん割適用不可となります。感染対策の観点から、後日の提出も認められません。

(Q.23) 3人で予約しましたが、1人が予防接種済証等や検査結果通知書等を忘れました。どうみん割の対象になりますか？

(A) 複数人の参加者のグループの一部が陽性以外で条件を満たさない場合（接種済証や検査結果を忘れた、検査が間に合わなかった等）は、当該条件を満たさない者のみどうみん割の対象外となります。

(Q.24) 子供についてもワクチン接種証明もしくは検査の陰性証明を提示する必要がありますか？

(A) 12歳未満の者については、同居する親等の監護者が同伴する場合にはワクチン接種証明及び検査の陰性証明の提示を不要とします。（同居する親等の監護者が同伴しない場合は、検査結果の陰性の確認が必要です。）

(Q.25) 修学旅行の場合も予防接種済証等や検査結果通知書等の確認が必要ですか？

(A) 学校等の活動に係るツアーや宿泊（修学旅行など）については、予防接種済証等や検査結果通知書等の確認は必要ありませんが、別途「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行ってください。

(Q.26) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

(A) 税・サービス料込みの価格です。（入湯税・宿泊税も含まれます。）

(Q.27) JR・フェリー・レンタカーなど交通付き商品や交通単品は対象ですか？

(A) 交通単品は対象外です。旅行会社や OTA が提供する交通付き旅行商品は対象となります。

(Q.28) 一棟貸ししている民泊の場合、例えば一棟で 10,000 円の場合、2名で利用すれば支援の対象になり、4名で使用したら対象外ということですか？

(A) そのとおりです。2名で宿泊する場合は1名あたりの宿泊料金が5,000円となり対象となるが、4名で利用する場合は1名あたりの宿泊料金が2,500円となるため対象外となります。

(Q.29) 何泊まで割引対象ですか？一人あたり利用回数制限はありますか？

(A) 1度の旅行（1予約）で5泊まで可能です。どうみん割の利用回数に制限はありませんが、同一施設の利用は1ヶ月で5泊（チェックイン日を基準とする。）までとなります。

(Q.30) キャンプ場は利用可能ですか？

(A) 対象事業者の「ペンション・民宿・民泊」欄に掲載しています。

(Q.31) じゃらんなどのインターネットで対象施設の予約をしたものはどうみん割の対象になりますか？

(A) どうみん割の対象事業者になっていない OTA からの予約はどうみん割対象外となります。対象となる OTA は、事務局 HP の対象事業者の「OTA」欄に掲載しています。

(Q.32) 予約方法はどのようにすればよいでしょうか？

(A) 対象事業者（宿泊施設・旅行会社・OTA）に直接連絡をするか、インターネットを通してどうみん割対象プランを予約してください。

(Q.33) 予約をしないで当日どうみん割の商品をホテルで利用できますか？

(A) どうみん割利用枠に限りがある為、事前にどうみん割対象プランを予約することをおすすめしています。

(Q.34) 事務局で予約はできますか？各事業者の空き状況を教えてほしいです。

(A) 事務局では予約・空き状況の確認はできません。各事業者に直接確認をお願いします。

(Q.35) 国や道、地方自治体から交付金等を受けて実施する旅行は対象ですか？

(A) 国や道から交付金を受けて実施する旅行は対象外ですが、地方自治体の交付金を受けて実施する旅行については対象となります。

(Q.36) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。ただし、職場の研修は研修行程に観光の要素が含まれ、法人名義でのカード決済や法人名での領収証発行がなされていない場合に対象となります。(Q.36) ワークेशन専用プランを利用する場合は領収書の発行も可能です。

(Q.37) 出張での旅行などは対象ですか？

(A) ビジネス目的での利用は対象外となります。

なお、令和4年4月1日から、ワークेशन（※）については本事業による割引対象とします。

※ 仕事と余暇を組み合わせた滞在型旅行としてビジネス目的と観光目的を併せ持つ旅行であり、本事業の参画事業者が「（どうみん割）ワークेशनプラン」等として連泊商品を造成・販売し、利用者が当該プラン等を購入・利用する場合に、当該利用をワークेशनとして、本事業による割引対象とします。

※ ワークेशन専用プランの場合、宿泊商品における連泊上限（1旅行あたり5泊）及び同一利用者による同一施設使用泊数制限（1ヶ月5泊まで）は適用せず、宿泊商品における連泊の上限は1旅行あたり14泊までとし、同一利用者による同一施設の利用泊数も1ヶ月14泊までとします。

(Q.38) 国や道、市町村などから交付金等を受けて実施する自治会、老人クラブの旅行、遠征支援を受けている部活動の旅行は対象ですか？

(A) 市町村からの交付金を受けて実施する旅行は対象となりますが、国や道からの支援金を受けて実施する旅行は対象外です。

(Q.39) 感染症拡大によりどうみん割が停止となった場合のキャンセル料の扱いはどうなりますか？

(A) キャンセル料は掛かりません。感染症拡大によりどうみん割が停止となった場合のキャンセルについては、商品の購入者からキャンセル料を求めないこととしています。

(Q.40) 旅行者都合によるキャンセル料は、どうみん割で補填されないのですか？

(A) キャンセル料の補填は本事業の対象外です。旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設・各社の約款等による取り扱いとなります。

(Q.41) どうみん割の対象商品販売開始前に予約していた商品は割引対象となりますか？

(A) 対象となりません。どうみん割の商品として販売を開始した後に予約した商品のみが割引対象となります。

(Q.42) 北海道外への旅行はどうみん割の対象ですか？

(A) 利用対象道県の居住者による北海道への旅行のみが対象となります。

(Q.43) ワークेशन専用プランは家族等の同伴者も対象となるのか。

(A) ワークेशनに関しては、ビジネス目的と観光目的を併せ持つ方が、事業者が造成・販売するワークेशन専用プランを予約・購入する場合に対象となります。家族・子供等の同伴者が観光目的のみの場合は対象外となります。

(Q.44) 離島在住者が島外の宿泊施設等に連泊をし、交通機関の欠航により、延泊をせざるを得ない状況となった場合、利用泊数制限の例外として認められますか？

(A) 特例として認められます。ただし、欠航を証明する書類を宿泊施設に提出するとともに、必要以上の利用泊数延長を防ぐため、欠航した日に連泊の予約は認めないこととします。(結果的に連泊となる場合でも1日ずつチェックインする必要があります。)

(Q.45) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこでもらえますか。

(A) 「ほっかいどう応援クーポン お問い合わせセンター」(TEL：011-350-5577)にご確認ください。

(Q.46) 『ほっかいどう応援クーポン』はどこで使えますか。

(A) 「ほっかいどう応援クーポン お問い合わせセンター」(TEL：011-350-5577)にご確認ください。

(Q.47) その他留意事項は？

(A) 感染症の拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。